

審 査 基 準

A-j-5

令和4年9月30日作成

法 令 名： 道路交通法施行令
根 拠 条 項： 第33条の5の3第1項第1号ハ
処 分 の 概 要： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第2項、第3項、第4項及び第5項（指定の基準等）
審 査 基 準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： 14日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 愛知県警察本部運転免許課
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部運転免許課指定教習所係 電話 (052) 951-1611 内線 781-255
備 考：